

各申請書の説明等

申請書名称	毛呂山町日中一時支援事業団体者登録変更・中止・廃止届
内 容	毛呂山町日中一時支援事業実施要綱に基づき、町に登録した団体に当該登録に係る申請事項に変更が生じた時、若しくは事業の中止または廃止しようとするときに必要な届出となります。
提出先	役場 1 階 福祉課 障害福祉係
注意事項	事業者向けの手続きとなります。
手数料	なし
郵送受付	郵送上のトラブルに関する責任は一切負いません。
その他	
問い合わせ先	福祉課 障害福祉係 電話番号：049-295-2112 (内線：116・117・108) FAX:049-295-2126 e-mail:fukusi@town.moroyama.saitama.jp